［危機の対象例］

	事　態		内　容
1	旭川市地域防災計画の対象となる事態 （根拠法：災害対策基本法）		市民の生命、身体、財産に著しい被害を及ぼす暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然災害又は大規模な停電、火事若しくは爆発その他大規模な事故など
2	旭川市国民保護計画の対象となる事態 （根拠法：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）		市民の生命、身体、財産に著しい被害を及ぼす武力攻撃事態等又は大規模テロなどの緊急対処事態
3	旭川市健康危機管理基本指針の対象となる事態 （根拠法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等）		感染症、食中毒、毒物劇物、飲料水汚染その他の原因により市民の生命や健康が脅かされる事態
4	上記以外の事態		
	(1)	市民生活を脅かす事故等	凶悪な犯罪（殺人事件、強盗、放火、立てこもり等）、不発弾処理、爆発物・乱射等によるテロ、化学剤・生物剤によるテロの予告　など
	(2)	虐待（弱者への危害）	児童、高齢者、障害者等への虐待、生活弱者への危害　など
	(3)	環境への被害	公害、有害物質の流出、産業廃棄物の不法投棄により、地域の生活環境に著しい被害を及ぼす事件、事故　など
	(4)	危険動物等による事故	危険動物の逃亡、野生動物等による被害　など
	(5)	上下水道施設の被害	断水事故　など
	(6)	学校（子ども）にかかわる事件、事故	学校施設等における事件、事故、子どもにかかわる事件、事故　など
	(7)	庁舎、公の施設等の事故、 火災、爆発	市庁舎及び公の施設で利用者等が被害を受ける事件、事故　など
	(8)	市が関係するイベント等での事件、事故	市が関係するイベント等で、参加者等が被害を受ける事件、事故　など
	(9)	市長等の公務停滞（市長等への不当要求）	市長等への危害、事故等により、公務が滞る事態（市長等への面会強要、恐喝等の圧力的な行為を含む。）
	(10)	要人への危害	表敬訪問者等への危害により、要人に対す

			る市の安全対策が問われる事態
	(11)	職員の不祥事	公金横領、収賄、飲酒運転、交通事故等、職員が起こした事件、事故、職員による信用失墜行為や守秘義務に抵触する行為
	(12)	情報の漏えい	個人情報・市が保有する非公開情報の漏えい、流出、改ざん、紛失、盗難　など
	(13)	コンピュータトラブル	コンピュータシステムの障害、停止、不正利用　など
	(14)	医療事故、院内感染	市立旭川病院等での医療事故、院内感染　など
	(15)	公金への被害	公金取扱金融機関の破たん　など
	(16)	公の施設の機能停止	設備故障などによる施設機能の停止（興業、 催事等の開催中止で、利用者から損害賠償　を請求される場合など。）
	(17)	行政の瑕疵	行政手続等における不当な処分、行政指導等の瑕疵、市に対する訴訟、課税誤り、納税通知書・証明書等の誤発送　など
	(18)	行政機能を脅かす事態	市への脅迫、職員への危害、行政への圧力的な行為、談合の発覚、耐震偽装（強度不足）の発覚　など

※　基本指針に基づき対応する危機には、１から３までの事態は含めず、それぞれ当該計画・指針に基づき対応する。